

議員提出第8号議案

神戸市会委員会条例の一部を改正する条例の件

神戸市会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年3月26日提出

提出者 神戸市会議員全員

神戸市会委員会条例の一部を改正する条例

神戸市会委員会条例（昭和31年10月条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「市民参画推進局」を「文化スポーツ局」に改め、同項第3号中「保健福祉局」を「福祉局，健康局」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

理 由

市の職制改正に伴い、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市会委員会条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、
所管事項及び委員の定数)

(改 正 案)

第2条 略

2 常任委員会の名称及び所管事項は、次のと
おりとする。

(1) 略

(2) 文教子ども委員会

市民参画推進局、子ども家庭局及び教育
委員会の所管に属する事項

文化スポーツ局

(3) 福祉環境委員会

保健福祉局及び環境局の所管に属する事
項

福祉局、健康局

(4)～(6) 略

3, 4 略